

岩手県契約審議会議事録

開催日時

令和3年11月26日（金）10：30～12：05

開催場所

岩手県盛岡地区合同庁舎8階 大会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 報 告
 - (1) 県が締結する契約に関する条例の概要について
 - (2) 他の自治体における条例措置の状況等について
- 6 議 題
 - (1) 令和2年度特定県契約に係る賃金支払い状況等の報告について
 - (2) 県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組について
- 7 その他
- 8 閉 会

会議に出席した委員

佐藤 あすか	弁護士
鈴木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会 事務局長
西村 豊	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
本田 純	社会保険労務士
宮本 ともみ	岩手大学副学長

欠席した委員

八重樫 利久	公益社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会 会長
役重 眞喜子	岩手県立大学総合政策学部 講師

事務局出席者

岩渕 伸也	商工労働観光部長
安藤 知行	定住推進・雇用労働室長
四戸 克枝	定住推進・雇用労働室 特命参事兼労働課長
倉野 貴子	定住推進・雇用労働室 主任主査
藤尾 洸平	定住推進・雇用労働室 担当主事

令和3年度 第1回岩手県契約審議会

日時 平成3年11月26日（金）午前10時30分
場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階 大会議室

1 開 会

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 皆様、おはようございます。本日はお足元の悪い中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから令和3年度第1回岩手県契約審議会を開催いたします。

私は、定住推進・雇用労働室、倉野と申します。暫時進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は委員7名中5名の出席をいただいております、過半数を超えておりますので、県が締結する契約に関する条例第13条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

2 挨拶

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 開会に当たり、岩渕商工労働観光部長から御挨拶申し上げます。

○岩渕商工労働観光部長 岩渕と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

令和3年度第1回岩手県契約審議会ということで、本日は委員の皆様におかれましては御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、今回は改選期ということで、委員7名中5名の方が新たに委員として就任していただいております。本日は3人の方が初めて出席ということで、改選に当たって委員を御承引いただきましたこと、本当にありがとうございます。

この契約審議会でございますけれども、県が締結する契約に関する条例に基づいて設置されているわけでございますけれども、この条例につきましましては、岩手県が発注する契約を通じて労働者の適正な労働条件の確保、事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組を促進することを目的としているものと承知しております。そうした意味におきまして、契約審議会という名称からすると一つの公正契約の確保みたいなイメージが強うございますけれども、地域経済の振興とか社会的な価値の向上、こういうところを鑑みますと、根っこにあるのは、今、岩手県が抱えている人口減少という課題であり、今、県のほうでも来年度の予算編成なども進めているのですが、その編成に当たりまして、人口減少、それからDXの推進、グリーン社会、この3つを重点項目として進めているところでございます。この審議会でも様々な審議、御意見をいただく際にも、守備範囲を広めに取り上げていただき、様々な見地からいろいろ御意見をいただきたいと思っております。県のほうで、今、様々な産業集積等も進めているのですが、そういう中でも、例えばですが、新規のIT産業が参入してくるとか、そういうところが受注していくときに、なかなかこれまでの実績がないと県の契約とかに入っていくような課題も出ております。そういった意味で、県の地域経済を活性化していく上で、やっぱり工夫すべき点というのは多々あるのかなというふう考えております。非常に広い見地から様々な御意見をいただき、それを様々な県の組織の中で共有して、少しでも岩手県の人口減少社会の中できちっと前に進んでいけるような、そういう取組にぜひ結びつけていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、令和2年度特定県契約における賃金支払い状況等の報告状況や他の

自治体における条例措置の状況、本県における条例の基本理念の実現を図るための取組等について御報告した上で、様々御意見をいただく予定としております。

委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、条例の基本理念の実現に向けて、有意義な会議となりますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 次に、本日の会議は、委員改選後初めての開催となりますので、委員を御紹介いたします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 お世話になっております。定住推進・雇用労働室の四戸でございます。
それでは、お手元にお配りしております名簿に従いまして、本日の御出席の委員の皆様を御紹介いたします。
弁護士の佐藤あすか委員でいらっしゃいます。
- 佐藤あすか委員 佐藤あすかです。よろしく願いいたします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長の鈴木圭委員でいらっしゃいます。
- 鈴木圭委員 鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 一般社団法人岩手県経営者協会専務理事の西村豊委員でいらっしゃいます。
- 西村豊委員 西村でございます。よろしく願いします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 社会保険労務士の本田純委員でいらっしゃいます。
- 本田純委員 本田でございます。よろしく願いいたします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 岩手大学副学長の宮本ともみ委員でいらっしゃいます。
- 宮本ともみ委員 宮本です。よろしく願いいたします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 なお、本日は公益社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会会長の八重樫利久委員、そして岩手県立大学総合政策学部講師の役重眞喜子委員は御欠席でございます。

4 会長選出

- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 続きまして、委員の改選がありましたので、会長選出に移らせていただきます。
県が締結する契約に関する条例第12条の規定によりまして、当審議会に会長を置くことになっており、その選出は委員の互選によることになっております。選出方法はいかがいたしましょうか。
（「事務局一任」の声あり）
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 ありがとうございます。事務局一任という声でしたが、そのような形で進めることとしてよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 ありがとうございます。事務局案といたし

ましては、宮本ともみ委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 ありがとうございます。御異議がないようですので、会長は宮本委員をお願いするということで決定させていただきます。

それでは、宮本会長には議長席に御移動いただきまして、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

○宮本ともみ会長 ただいま岩手県契約審議会の会長に互選されました宮本でございます。よろしく願いいたします。

先ほど岩渕部長のご挨拶にもありましたとおり、県の契約を通じて労働者の労働条件の確保や持続可能で活力ある地域経済の振興、社会的な価値の向上などに取り組む必要があるとの考えから、この条例が制定されたという御説明でした。実は、私はこの審議会が立ち上がる時からの委員でございます。従来の委員の皆様の中では唯一ということになります。契約審議会を立ち上げる全国的な雰囲気とか、その後、条例制定、岩手県ではどんな条例制定していくのかとか、そして制定に至って施行されていく、見直し等もあるという経過を見てきましたので、そういう経過も踏まえて議論していきたいと思います。

先ほど岩渕部長から守備範囲の広い視点で御意見いただければということでした。社会情勢もいろいろ変わっていて、後で説明もありますが、岩手県の条例が他の自治体と比べても非常に特色を持ったものだと感じています。本当にいろいろな御意見の中でやってきましたし、私もいろいろ思うところがあります。西村委員もきっとそうだと思います。

委員の皆様から、忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。本審議会の円滑な進行にどうぞ御協力をお願いいたします。

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 ありがとうございます。

次に、会長職務代理者を決めさせていただきたいと思います。会長職務代理者については、条例第12条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、宮本会長から御指名をお願いいたします。

○宮本ともみ会長 会長職務代理者については、佐藤あすか委員をお願いしたいと思います。

○佐藤あすか委員 よろしく願いします。

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 それでは、佐藤委員、よろしく願いします。

5 報 告

(1) 県が締結する契約に関する条例の概要について

(2) 他の自治体における条例措置の状況等について

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 次に、議事に入らせていただきます。本審議会は、条例第12条第2項の規定により、会長が議長となって運営することとなっておりますので、これ以降の会議の運営につきましては、宮本会長をお願いいたします。

○宮本ともみ会長 それでは、会議の次第によりまして、議事を進めてまいります。

まず、報告(1)、県が締結する契約に関する条例の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 定住推進雇用労働室、倉野でございます。それでは、お手元にお配りした資料1、資料2に基づき、御説明をいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧ください。1ページおめくりいただきまして、見開き左側でございます。本条例につきましては、3年に分けて段階的に施行されております。

まず、第1条、条例の背景、目的でございます。1つ目の丸のところですが、平成24年の9月県議会定例会において、条例の早期制定を求める請願2件が採択されたことを契機としまして、本条例制定になっております。

2つ目の丸のところ、後段でございますが、その時期、契約を活用した政策の推進というようなことで関心が高まっていたという背景もございます。

3つ目の丸のところでございます。条例の目的としましては、県契約を通じた適正な労働条件の確保、それから事業者の持続可能な地域経済の振興等に資する取組の促進、もって県民福祉の増進に資することということで27年3月に制定をされているところでございます。

次に、第2条関係、対象となる契約でございますが、記載の5種類の契約でございます。特定県契約として報告徴収の対象になるものが、工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定のうち、規則で定める種類の金額要件に該当するものということで規定をしているところでございます。

次に、第3条でございますが、条例の基本理念でございます。第1項で県契約における次に掲げる事項の確保を規定しておりまして、1つ目、透明性並びに競争の公正性、2つ目、経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた契約内容となっていること、3つ目、県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件、第2項で、県契約における事業者の取組への配慮ということで、地域における雇用の確保など、持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組、2つ目として障がい者等の雇用促進など社会的な価値の向上に資する取組に配慮するとしております。

次に、第9条から第16条関係で岩手県契約審議会の設置を定めてあります。

右のページに移ります。28年4月からの第2段階の施行としまして、次の内容についてでございます。まず第4条で、県の責務について規定しておりまして、次の第6条で県における基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等を規定しているところでございます。

下に移りまして、第5条では、受注者及び下請負者等の責務を規定しており、具体的に第7条において受注者及び下請負者等の法令順守として、最低賃金法や健康保険法等の遵守を求めているところでございます。

ページおめくりいただきまして、資料裏のほうになりますけれども、平成29年4月からの施行ということで、第8条では、特定県契約に係る報告について規定をしています。その種類や金額については、表に記載のとおりでございます。

工事請負契約については5億円以上、業務委託契約と指定管理協定につきましては、3,000万円以上ということで規定しております。また、報告対象となる労働者及び報告事項は、下の表記載のとおりでございます。報告事項につきましては、記載の4点、1時間当たりの賃金額、社会保険の加入状況、それから労働保険番号、また賃金を支払った年月日等を報告をいただいているところでございます。

以上が資料1の説明でございます。

続きまして、資料2でございます。資料2を御覧ください。県が締結する契約に関する条例の検討結果という資料でございます。こちらにつきましては、昨年の12月県議会の常任委員会に提出をしている資料を一部時点処理をしているものでございます。

まず、1番の検討の趣旨のところの2段落目を御覧いただきたいのですけれども、条例は28年4月1日から本格施行ということで、この条例の附則第2項で条例の施行後3年をめどとして条例の施行状況について検討を加える。その結果に基づいて、必要な措置を講ずるということで規定をされていたことから、平成30年度から本審議会において条例の見直しについて御議論いただきました。

資料一番上の概要のところ、箱囲みに戻りまして、その結果、令和2年11月25日に本審議会から「当面、現状維持とすることが適当」ということで御報告をいただき、これを踏まえ、県としても「当面、現状維持」とするというところで結論を出したというところでございます。

その検討の視点としましては1ページの中ほど、実線の箱囲みのところがございます4つの論点で検討いただいたところです。特定県契約の範囲、それから受注者に求める法令遵守のその範囲、また報告事項、最後に報酬下限額を設けるかというようなどころでご議論いただきまして、その結果、いずれも当面現状維持となったわけですが、その具体の検討内容につきましては、2ページでございます。検討結果ということで、2番のところの実線の箱囲みのところに記載をしているところでございます。

県契約の範囲につきましては、一定数確保が必要ということで、工事は増減があるけれども、まず様子を見ましようということでございます。また、業務委託や指定管理につきましては、今後も現状の件数と同水準で推移することが見込まれること、ただ運用に支障がないということで、現状維持ということでございます。また、(2)の法令遵守を求める範囲と、(3)の報告事項等につきましても、特定受注者から違反の報告等はないということで、受注者側の作業負担ということも考えられることから、まず現状維持という結論になっております。また、最後の(4)の報酬下限額につきましても、現段階では具体的な基準を定めることが困難ということで、現状維持という結論でございます。

今後の対応につきましては、記載のとおり継続的に審議会を開催、それから賃金支払い状況の報告や他の自治体の取組状況について審議会に定期的に報告しながら、必要な検討を行っていくということで、報告をしているところでございます。

なお、本審議会から提出いただいた報告書の概要は、次の3ページ、4ページでございますので、お目通しをいただければと思います。

以上でございます。

○宮本ともみ会長 ただいまの事務局からの報告に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、進めてまいりたいと思います。

次に、報告(2)、他の自治体における条例措置の状況等についてを事務局から説明をお願いします。

○倉野定住推進・雇用労働室主任主査 それでは、資料3及び資料4に基づいて御説明を差し上げます。

まず、資料3を御覧ください。「他の自治体における条例措置の状況について」という1枚ものの資料でございます。

まず1の都道府県の動向でございますが、現時点では47都道府県中8県で公契約条例を制定しており、本県は全国で4番目の制定ということでございます。

また、(2)の条例検討状況のところですが、検討中・結論が出ていないというところが記載の7県あるという状況でございます。

次に2の全国市区町村の状況ということですが、全国では63市区町村が制定をしているところがございます。県内では記載の花巻市、北上市の2市が制定しているという状況でございます。

続きまして、資料の4を御覧ください。「公契約条例制定県の運用状況等について」という資料でございます。表の見方でございますけれども、表の冒頭に本県を持ってきておりまして、以下、条例の制定順に県を並べているという資料になっております。担当部課名のところですが、条例制定8県のうち3県が労働担当課、5県が会計担当課ということになっております。

1つ飛びまして、報告制度の有無ということでございますけれども、報告徴収している県が8県中3県、岩手県、奈良県、愛知県ということになっておりまして、各県で記載の項目の報告を徴収しているというところがございます。

次に、条例制定理由でございますけれども、一部重複していますが、知事公約の県が5県、団体等の要請が4県というようなことになってございます。

次に、制定の目的でございますけれども、本県は先ほど御説明したとおりでございますけれども、県民福祉の増進に資することを目的とするというようなことで記載になっているところがございますけれども、最近、制定をしている県、下のほうに行くにつれまして、その目的の1条のところの後段の「もって」というところ以降を見ていただくと、地域社会の持続的な発展というような内容とともに、活力ある地域の形成とか、経済、社会の持続的な発展というようなことで、経済的な視点にシフトをしたような内容での書きぶりの県が増えてきているというような状況でございます。

次に、制定後の取組方針等の作成でございますけれども、本県のような形で各部局が取組項目を細かく定めているという県が、本県のほかに長野県とか沖縄県でございます。また、会計担当課が持っているというところに関しては、会計関係の要領でもって運用しているというところもあるようでございます。

次に、右に進みまして、条例の効果検証の実施というところがございますが、本県につきましては、先ほど御報告申し上げましたとおり、3年かけて条例の施行状況等について検討を行い、現状維持の結論を出したところがございます。

他県につきましても、大なり小なり状況は異なりなりますが、進捗状況については調査検証をしているところがございます。

なお、一番最後、審議会の設置でございますが、審議会の設置は8県中5県、設置なしというところも3県あるという状況でございます。

○宮本ともみ会長 それでは、会長のほうからで申し訳ないのですが、皆様に今までの経緯、思っているところを、私から少しお話しさせていただきます。

先ほど岩手県は非常に特色を持っていると申し上げました。これも私の見方になりますが、立ち上げの当初は、全国的にやらなければいけないのだという雰囲気が強くありました。知事会か何かで結束するようなことがあったの

か、そこら辺の経緯は分かりませんが、やらなければいけないのだという感じが非常にありまして、審議会が立ち上がってきました。でも、正直言いました、私がお話が来たときに、契約審議会での契約にどのように介入していくのだろう、私的自治はどうなるのだろうという思いでした。

ところが、やはり岩手県は地域活性化、持続可能な活力ある地域をつくりたいのだということ、当初から力を入れていきたいということでした。ほかの県は経済的な視点にシフトしている、あるいは経済的な視点だけを単独で取り組むというところがあるということなのですが、岩手県ももちろんその経済的な視点、すなわちダンピングや不当な入札が起こらないように、あるいは下請業者の賃金が不当なことにならないようにするということが非常に強かったのですが、そこに付加されて持続可能な地域活性化につながるような視点も入れていこうというようなところから始まりました。しかも、このような取組は次々に始まっていくだろう、先駆けていかなければいけないということで、第4番目ということだったのですが、今までの経緯を見てみると、全国的には、どういふわけか勢いが萎んでいきました。取り組むにしても、条例制定に至らずに、知事公約とか理念型ということなので、最初の勢いと少し落差があるかなというふうに感じています。

それから、もう一点ですが、岩手県のこの審議会で議論してくる中で、やはり地域活性化には市町村も取り組んでもらわないと、全体としての取組にならないのではないかとというような議論もありました。県内市町村では大手の受注の発注契約がないみたいなのが影響するのでしょうかけれども、花巻市、北上市にとどまっているというあたりが、いろいろな背景があるのかなと思うところではあります。

私からは、そういう点を今まで見てきたということではあります。

西村委員も途中から委員になっていますが、何か状況を見て思うところはございますか。

○西村豊委員 たしかこの条例は、県庁のほうでいろんなところで検討しなければならぬなみたいな雰囲気が出た十数年前くらいにあったような記憶があって、私もちょっとタッチしていたというか、そういう意見みたいなことを出したりもしていたのですが、そのときは全国的なやはりみたいな感じで、遅れるわけにはいかない感じが、わっとやったというのがあります。そういう中で徐々にこの条例を見たときに、「随分少ないな」と思いました。県内市町村もほとんどない。どうしてこうなのか、この審議会の委員になって考えてみたときに、いわゆる理念型がやはり多くて、結局、罰則が必要かどうかという話は置いておいても、やはり、必死度というか、「ちゃんとやっていかなければいけないのだ」という気構えは、やはり理念型だと伝わらないです。

本県の場合は、報告制度ということで、ある程度きちんとやってよという県の強い意思があって、最低でも本県ぐらいの制度を運用していかないと、実効性は担保されないのではないかなというのがまずぱっと眺めて最初に思いつきました。逆に、それがあからさまに事業者側への責務、義務も出てくるのをやはり嫌ったのかなという思いと、それからその後になります。働き方改革が出てきて、今までの労働条件、労働環境等を改善していかなければならないのだという話が五、六年前あたりから、結構騒がれてきて、ある程度、強制力を持った法律の中でそういう話が出てくると、この公契約条例の中で、それにオンするような形で、やらなくてもいいのではないかと。うちの県の中でも法

律が7つ、8つ出ていますが、結構強制力がある法律ばかりなので、最低限それは守られると。

ただ問題は働く方々の賃金の上昇とともに、必要なのは働く環境をもっとよくしていくという、法律の中で、労働基準法とかは、要は最低限の話で、いわゆる法定を超える部分をやっぱりもう少し、例えば有給休暇であれば、半年過ぎに与えられるみたいなところを企業のほうで、もう採用時点で、すぐ10日与えますよとか、年20日ではなくて30日にしますとか、ある程度法律の中のもの以上のものを、育休も産休もそうですけれども、法律の中で、例えば分割取得が認められるとかあるのですけれども、そうではなくて、それをもっと期間を長めに有休で取れるとかという形にするとか、賃金もそうなのですけれども、労働者にとっては、そのほうがむしろありがたいのではないかと思います。賃金と労働条件の部分の有給休暇であったり、育休、介護の話とか、あるいは病気と仕事の両立の話とか、そういうことがやっぱり不安なのです。そういうところをもう少し、例えば条例の中で公契約に参加するとき、点数化の話の中で、法定以上の取組をやっているところは、工事請負契約の話ではないですけれども、加点していくとか、いろんな形でそういう取組を県として進めたいのだという意思を表していくようなことは、追々やっていく必要があると思います。働き方改革だと言っているのですけれども、最低限のところはみんな当然守るのですよね。

ただ、もっとよりよくしていくためには、こういう制度の中で優遇していくみたいな話でやっていくのも今後やっぱり必要になってくると思います。それを進めていく上で、この条例にぶら下がっている107の取組があるのですけれども、そのようなところをやっていくのも手なのかなど思っていました。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。今、西村委員がおっしゃってくださったように、その後どんどん情勢が変わってきました。女性活躍推進法とか、働き方改革とか、本当に情勢が変わってきて、これにも取り組むには、岩手県は報告を求めるとか、そういうところまで踏み込みましたので、これは大変だなと思いました。項目づくりも大変な作業で、理念型で終わっているところは、終えようとしたのではなくてきつと進もうとしたのでしょうけれども、今、西村委員がおっしゃったように、もう法律で義務づけられるものがたくさん出てきたじゃないか、改めてこれをやるまでもなく、みんな大抵は法律で守っているでしょうということだったのだと思います。では、岩手県はというと、最低限の法律を守ったら、それでいいのではなく、西村委員がおっしゃったように、もっと県としてのメッセージを積極的に打ち出して、法律の基準以上に取り組んでいるからそれを評価するとか、ポイント化するとか、今後どんな形で県の意図を生かすために本条例を利用していくことができるのかなと、西村委員のお話を聞いていて思いました。

はい、佐藤委員どうぞ。

○佐藤あすか委員 分かればいいですけども、私も最初この資料をいただいたときに、件数、都道府県で8県というような、先ほど議長の話にもあったとおり、ちょっと気になりまして、公契約条例を制定しようという動きは確かにすごい何年か前にちょっと認識したことはあるなと思ったのですけれども、この資料を見て、都道府県で8県ということであまり多くないようにちょっと私も感じて、先ほどの議長の話はなるほどと納得したのですが、これは他の都道府県では、この公契約条例を検討すらしていないのか、それとも検討し

た上で、指摘だとか、いろいろなデメリットとかハードルがあって、制定までなかなか行っていないのか。何が原因でほかの都道府県は制定まで至っていないのかというその辺の状況をもし分かればいいのですが、教えていただけたらなと思いました。

- 宮本ともみ会長 事務局のほう、分かればいいですが、お分かりになりますか。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 ありがとうございます。資料3の(2)は条例の検討状況というところで、7県以外のところでも結論が出ていないというか、検討しているけれどもというところが7県で、検討予定もそもそもないですというところが30県になっているのが実情でして、その詳細の背景というのは、ちょっと分かりかねますが、先ほど宮本座長からお話があったように女活法ですとか、働き方改革等々が導入されてきているという過程もあると思います。
- また、そもそも取組のところで、公契約ではないのですけれども、公共調達基本条例等々で盛り込んでいるところもありますので、元となる国の法律があって、それに基づいて他県で条例をつくっているというものではないので、各県の状況を反映していると思います。ありがとうございます。
- 佐藤あすか委員 分かりました。
- 宮本ともみ会長 そうですね、勢いでいかなければ、できなかったのかもしれない。勢いが岩手県はあったということなのかなと思います。これはやはり大変な労力、作業を伴ったなという感覚はありますよね。ということは、岩手県はやるのだという意思の下でしっかりとつくり上げていった、それが特色でもあり、やはり先進的な取組でもあるなというように思います。
- 宮本ともみ会長 本田委員、どうぞ。
- 本田純委員 資料4の記載内容のことをちょっとお尋ねしたいのですけれども、愛知県のところの報告制度の有無の2つ目の労働環境等というのは、具体的にどういうものかお分かりになれば教えてください。
- 宮本ともみ会長 事務局お願いします。
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 各都道府県で調査をしたときにこのような回答をされているということで、すみません、今、具体の資料を持ち合わせていないところでございます。
- 宮本ともみ会長 労働環境も広いですよ。出典が広島県調査、神奈川県調査です。公表がこの程度なのでしょうか。
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 この出典の調査につきましては、それぞれの県が全都道府県に照会して、その結果を各県取りまとめたものを回答した県に対して情報共有ということで提供いただいている資料をベースに今回資料作成をしております。
- その中で、報告徴収あるなしのところで、「労働環境等」というレベルでの記載しかなかったというところでございます。
- 宮本ともみ会長 了解しました。この審議会もこれまで進めてくる中で、前例がなく、しかもこういう調査公表などもないので、他県に問い合わせるというふうにして情報を集めた記憶があります。今後の審議の必要に応じて、県のほうから他県の状況をお聞きしてみるというのも一つかもしれないですね。
- 本田委員、よろしいでしょうか。
- 本田純委員 はい。
- 宮本ともみ会長 鈴木委員ありますか。

○鈴木圭委員 連合では、震災前から岩手県内で関係者勉強会を開いて、県をはじめ市町村に対して請願を行ったり、働きかけをしていたところがございます。当時は、最低賃金すら守られていない労働者がいたり、賃金未払い、あとは最低賃金を守って給与を支払うと、事業主は利益が出ない、そういった課題が潜在的にありましたので、契約上一定の制約を設けて、公共事業に関しては、いずれそういった状況にならないように県なり市町村がしっかり負担すべきだという考えのもと、震災以後どのぐらいまでだか忘れましたが、一生懸命運動した経過があります。

今は、全国的にも公契約条例制定に向けた運動が少し下火になっておりますが、新しい課題が出てきているので、それらに対し対応しています。社会的環境も変わってきたというのは受け止めており、労働に関して社会的に注目され始め、特に最低賃金すら守らないということがかなり問題になってきているので、法律を遵守する企業がほとんどになってきたということもあるのではないかなと思います。

私たちは、各市町村全部ではないですけれども、要請をつくろうと思ったのですが、その市町村長の考え方というものが非常に大きく影響しまして、それが結論を左右されるというのが分かりました。私たちも連携する議員の一般質問や、提言等で取り上げていただいておりますが、財政力などもありなかなか過去から受け入れてもらえないところについてはいまだに前に進まないのが現状です。県の実績を積み重ねていただき、もう一度運動を始めてもいいかなという気がしております。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。そうですね、連合さんが勢いの下支えというより、活動的に後ろからどんと押していたというイメージはあります。

今、鈴木委員からもありましたように、そのときの問題点はむしろ受注を受けた賃金について、その中には専門的な書面を書いたりしている労働者とか、いろいろな賃金格差がある事情に立ち入ってやっていかなければいけない、最賃すら守っていないところがあるのではないかとということで、確かに勢いがついたというのもありました。

でも、連合さんは市町村の課題に関してもかなり積極的にやられているのだなという印象を持っていたのですけれども、市町村長の考えによるのだということですね。労働者側として最低を上げていきましょうという問題と、岩手県内で最低を上げて、さらに最賃よりも上乘せでとやるのが逆に経済に、使用者側にどうなのだとか、あるいは憲法問題とか難しいというふうにも感じました。

でも、今お話した状況で大分皆様には、これまでのことをお分かりになっていただけたかと思います。そんなわけで、今後も審議会で、それこそ部長さんおっしゃったようないろんな意見を出し合って、どうしていくかというふうに進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

6 議 題

- (1) 令和2年度特定県契約に係る賃金支払い状況等の報告について
- (2) 県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組について

○宮本ともみ会長 それでは、議事に進んでまいります。議題(1)、令和2年度

特定県契約に係る賃金支払い状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** ありがとうございます。お手元の資料5の「賃金支払い状況等の報告状況について」という資料を御覧いただきたいと思います。

根拠といたしまして、公契約条例の規則に基づきまして、最低賃金等の法令遵守の状況について、特定受注者に対して報告を求めているものでございます。

2の報告対象の選定につきましては3つ、契約が履行される地域要件、今広域局4つありますけれども、4つの地域ですとか、あと工種は建築工事とか土木工事のような工種ですとか、業務につきましても清掃、警備、設備保守のような業務の運用、また3点目として契約金額等を配慮して選定を行っているものでございます。

工事の契約や指定管理の契約は10件程度、業務委託契約は15件程度を目安に選定しようと思っておりますが、内容によりましては2年連続で調査をすることがないようにというような事業者負担の軽減等も考えまして、今回選定してございます。対象になったのは49件のうち、工事契約9件、業務委託契約9件、指定管理協定10件ということで、28件を選定したところでございます。

3の特定受注者からの報告状況につきましては、28件全て御回答をいただいているところでございます。

2ページのほうをおめくりいただきます。(2)としまして、賃金の支払い状況等の報告につきましては、このとおり最低賃金の額、最高額を出していただいております。

この最低額につきましては、あくまでこれは令和2年度の最低賃金をクリアしているかということになります。どの契約につきましても違反はないということをお報告いただいているところです。また、(3)の社会保険等の加入状況につきましても、このとおり違反はないという御報告をいただいているところです。

説明は以上となります。

○**宮本ともみ会長** ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に対して、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

○**本田純委員** 質問ということではないのですが、私はこの報告様式というのは見たことがないので、どういう様式で事業所さんに報告してもらっているかという様式を一度見てみたいというのが、すみません、思いました。

○**倉野定住推進・雇用労働室主任主査** 報告様式でございますけれども、県のホームページでも公開しているところでございますが、県契約の名称のほかに契約期間ですとか、賃金支払い日、労働保険番号といったようなものの記載のほかに、従業員お一人お一人の賃金形態、月給、日給、時給とかということ、1時間当たりの賃金幾らですかということ。そのほかに社会保険として健康保険、厚生年金、雇用保険の加入の有無について、ない場合についてはその理由について、例えばもう70歳以上の方ですよとかというようなところで、理由を書いていただく欄等を設けている様式になってございます。

また、下請負者の報告につきましても、元請が取りまとめて報告をいただくということで様式を定めておりまして、下請負者につきましても、賃金を最低

賃金以上支払っていますかという設問の後に1時間当たりお幾らですかという金額を記載いただくというようなところ、また社保の加入についてもそれぞれ届出とかをやっているかということで、「はい」、「いいえ」に丸をつけていただくというような様式ということで毎年、御報告をいただいているところでございます。

○**本田純委員** ありがとうございます。では、全労働者分を全員分報告させると、賃金に関してとか。

○**倉野定住推進・雇用労働室主任主査** 労働者ということで、実際に現場で働いている方、清掃業とか従事されている方については、元請に関しては全員のお名前を書いていただく様式になっております。また、私どもに出していただく必要はないということにしておりますが、その報告をいただくための報告書の作成支援シートということで、エクセルの計算シートなのですけれども、それをホームページで公開しております。そちら使って簡単に計算いただくということで運用しています。そのシートにつきましては、報告をしていただく事業者様のほうで1年間保存してくださいということでお願いをしているところでございます。

○**本田純委員** ありがとうございます。ホームページで見えます。

○**宮本ともみ会長** ホームページに公表されているということですので、お願いします。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** 様式については、追ってお配りしたいと思います。

○**宮本ともみ会長** ありがとうございます。では、そのようにお願いいたします。関連して、報告をいただくのは10件程度ということだったのですけれども、報告をいただくことについても最初のころから報告する企業の負担感をどうしようかということがありました。これ総数はどこかにありましたか、そのうち10件を選ぶ、10件前後選ぶという形ですよね。2年間は連続しないで、先ほど言ったような金額とかで選んでいくのですけれども、これ総数はどのくらいですか。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** 特定県契約としては、2の表の括弧のところ特定県契約の全体数でございます。

○**宮本ともみ会長** 全体数なのですね、これが。そうですか、勘違いしました。この年はこの企業さんということで、選定して報告いただくのではなかったですか。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** それで、括弧の中の特定県契約の全体数の中から、先生が先ほどおっしゃったように2年連続にしないとか、地域バランス等を考えて選んだのが9件、9件、10件の28件という形になっております。

○**宮本ともみ会長** 了解しました。先入観でもっと多いだろうと思っていました。ほかに何かありますか。

西村委員、どうぞ。

○**西村豊委員** 裏面のほうの2点目の(2)の賃金支払い状況等の報告のところの最低額のところの793円というのがあって、これは昨年度ですから、10月3日から施行になっている部分なのです。793円を下回る金額は駄目なのですけれども、例えば業務委託契約の中で委託者が793円、再委託者が793円とあります。委託者、再委託者と書いてあるのですけれども、これは、どう理解する

のですか。同じ金額で、同じ最低の金額でもって、これ元請、下請と言いましたか、この委託者と再委託者というところを説明願います。

- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 委託に関しましては、委託者というのが県と直接契約を締結しているところで、そこから請け負った委託業務の中のうち、例えば今年度、令和3年度実際に見ている例とかでは、し尿処理とかに関してはまた別な業者さんに委託を請け負ったところがお願いするというような形で頼んでいる場合は、再委託という表現で整理になっていまして、たまたま金額は同じ金額だということなところがございます。
- 岩渕商工労働観光部長 793円で委託を受けていたところが793円で再委託しているという意味ではないです。
- 西村豊委員 意味ではないと。
- 宮本ともみ会長 よろしいですか。
- 西村豊委員 はい。
- 佐藤あすか委員 2ページ目の(2)の賃金支払い状況等の報告についての工事請負契約の元請、下請というところだったのですけれども、多分きちんと条例を読めば書いてあるものかと思うのですけれども、これは下請、孫請とかになると同じ内容の仕事でも報酬はどんどん低くなっていくと思うのですけれども、報告対象の範囲はこの下請までというところなのですか。結構工事というのは孫請とか、どんどん下に下というところもあったりすると思うのですけれども、これは報告対象がここまでということだったのかの確認の質問です。
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 元請の業者さんが下請、孫請というふうに出していれば、そこについては全部報告対象になるということで、整理をしています。
- 佐藤あすか委員 孫請けも入って……
- 岩渕商工労働観光部長 孫請とひ孫もですね、下請に含まれます。
- 佐藤あすか委員 なるほど、含めてのだから、この下請と書いてあるところより下も含めてそこより下は実はすごく低かったみたいなことはまずないだろうと。
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 その通りです。
- 佐藤あすか委員 よく分かりました。
- 宮本ともみ会長 記憶が不確かだったので、事務局に説明をお願いしましたが、そういうことのないように全部報告いただくというふうにつくった記憶があります。
- 宮本ともみ会長 ほかによろしいですか。
(「はい」の声あり)
- 宮本ともみ会長 それでは、次に参ります。議題の(2)、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組について、事務局から説明をお願いします。
- 四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 ありがとうございます。私のほうからは資料6と資料7のほうで御説明いたします。
資料6のほうを御覧いただきたいと思います。事前に皆様のほうにも訪問して御説明していたところがございますので、簡単に説明させていただきます。
この基本理念は、条例の基本理念を実現していくための県の取組方針ということで、掲げてございます。基本理念については、先ほどのとおり2つございまして、まず2の取組概要のところを御覧いただきたいのですけれども、まず

県契約において確保されるべき項目、事項ということで、大きく3つございます。

1つ目につきましては、契約につきまして、契約の過程ですとか内容の透明性、競争の公正性という内容でございます。

3つ御紹介しておりますが、入札結果のホームページへの掲載ですとか、入札の発注見通しを公表するですとか、電子入札を導入するというような項目になってございます。

2番目の総合的に優れた内容というものにつきましては、大きく2つございますけれども、1つは適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とすることのないようにするダンピング防止の対策として低入札価格調査制度等を導入してございます。また、価格以外の多様な要素を考慮してということで、安全・安心ですとか、地域貢献ですとか、災害対応とか、そういう価格、品質それ以外もろもろ評価して総合評価落札方式、条件付一般競争入札制度などを導入してございます。

3点目の県契約に係ります、先ほど来話があります適正な労働条件につきましては大きく3つございまして、まず1つは賃金水準を確保する。先ほどの最賃の話もありましたけれども、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映するという取組。

また、2点目につきまして、社会保険等についても先ほど来報告ありましたけれども、管理状況を書面で確認する等の取組を行っております。

また、3点目につきまして、労働条件の整備、福祉の促進につきましては、入札参加資格の審査におきまして、障がい者雇用ですとか、仕事と子育ての両立などの取組を評価しているところでございます。

また、県契約において配慮されるべき事業者の取組というところにつきましては、大きく2つございまして、1点目は持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組ということで4つございます。雇用の確保といたしましては、入札参加審査におきまして高卒の方等の継続雇用を評価するですとか、2点目として県内の中小企業の受注を優先するですとか、3点目につきましては、県産品の利用促進ということで、工事については県産材の利用促進を図るというようなものがございます。4点目につきまして、事業者の専門的な技術ですとか、伝統的な技能を継承するという視点で入札参加の資格において、技術者の資格等を評価するという項目を設けてございます。

2点目、社会的な価値の向上に資する取組といたしましては4つございまして、1点目としますと障がい者等の就業、雇用の取組を評価するというようなものでございます。また、2点目につきましては、県民の安全・安心ということで、以前に除雪の際の取組ですとか、災害のときの対応等を評価するというようなことを総合評価落札方式等に導入してございます。また、3点目につきましては、環境に配慮したということで、様々な契約におきましてグリーン購入ですとか、環境に配慮する取組を評価してございます。4点目につきましては、男女共同参画の推進についての事業活動ということで、同じように工事の入札におきまして女性活躍の企業の認定ですとか、子育てにやさしい企業の認定ですとか、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業の取組などを評価しているところでございます。

また、ここに書いてあるものは、後ろの7の資料のことをまとめたものでございますが、下のほうにございまして、ここに112項目ございまして、そ

のうち既に110項目につきましては、既に導入済みという流れになっております。2つほどクリアしていないものがございまして、それにつきましては資料7の11ページ、12ページを御覧いただきたいと思いますが、11ページのほうの③の環境に配慮した事業活動というところで、業務の委託契約において105—2というところになりますけれども、グリーン購入の基本方針に基づいて、環境に配慮した取組を促進するというのがまだ検討中のところがございます。これは、例えば業務委託に廃棄物処理などがあつた場合には、アイドリングストップとか、低公害車を導入するというようなものですとか、電力調達におきまして再生可能エネルギーを使うというようなものでございます。まだそこまでは、下のほうの物品購入等では、グリーン購入というのは可能で進んでおりますけれども、まだ業務委託契約のほうには導入までは進んでいないというところがございます。

また、12ページのほうの④の男女共同参画の推進に配慮した事業活動の業務委託契約107—3でございます。これも通常は工事の請負契約等には入札等に評価してございますけれども、様々ないろんな企画コンペみたいなものがございまして、そこに女性活躍の認定ですとか、子育てにやさしい認定ですとか、ワーク・ライフ・バランスを推進するということの評価にまではまだ整理されていないという状況でございます。

説明は以上でございます。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの報告に対して委員の皆様からの御質問、御意見をお願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木圭委員 今の最後のところの資料7の12ページですけれども、業務委託契約の107—3、ワーク・ライフ・バランスがどういうふうに指標化を考えているのかというのをまず聞きたいです。

○四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 そのこの検討がまず必要なところだと思います。女性活躍ですとか、子育ては認定、認証ありますが、働き方改革であるとか、働き方改革運動に取り組んでエントリーしている企業というのがありますけれども、ワーク・ライフ・バランスのどれをもってワーク・ライフ・バランスを満たしているというところの評価基準はまだ検討しておりません。

○鈴木圭委員 ありがとうございます。ワーク・ライフ・バランスの中に働き方改革も入ってございまして、労基法も改正になりましたので、その法律の遵守だったりというのはそういう要素になってくるのかなというふうには思います。

あと岩手の特徴として、総実労働時間が全国の中でもかなり高い状況にありますが、いわゆる休暇取得も少なく、土日に働いている率も高いのです、土曜日に働いている比率が高いのですが、そういった現状もあるので、そういうものを少しでも下げるような意識が働くような対応を県としてもしていくべきではないかなと個人的には思っています。

○宮本ともみ会長 私も好きにお話しさせていただきますが、ワーク・ライフ・バランスが出てきましたけれども、当初、私は一生懸命に男女共同参画、男女共同参画と言ったのですけれども、女活法の推進と働き方改革が始まろうとしていたところで、それがその後、勢いを増して、ちょうど条例制定に間に合ったのかな、そういう状況の中で入札の資格のところのポイントなり評価するとい

うのが組み込まれて、個人的に良かったなと思ったのも思い出します。

それで、この構成ですが、県契約において確保されるべき事項というのと、2番目として配慮されるべき事業者の取組ということで、この棲み分けはどのようなのでしょうか。先ほど西村委員のいろんな義務的な法律がたくさん出てきたのだという話もありましたが、配慮されるべき事業者の取組を、例えば今のワーク・ライフ・バランスだと確保されるべき事項として3番の入札資格登録の審査で評価するわけですよ。先ほど西村委員がおっしゃったように、法律の中の最低よりももっと上乗せで頑張っているところには評価をしようという課題もあるのですが、そういう点を考慮してこのⅠとⅡのすみ分けはしなくていいのでしょうか。私としては、Ⅱのほうにワーク・ライフ・バランス、男女共同参画を置かれてしまったという感覚がつくっているときにありまして、もっとみんなで取り組むというⅠのほうに置いてもらえないかなという思いがあったのですが、現在ではポイント制を取っているかどうかは別としても、評価の中には入っているということです。

○四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長　そうですね、その位置づけ、Ⅰのほうに、県契約において確保されるべき事項ということで、県がきちんとこれはやっていきますよという強いメッセージになると思いますし、Ⅱのほうでは、事業者の取組なので、確保されるべきとか、お願いといいますか、取り組んでいただきたいというところが配慮されるべきというところにされていると、強制というか、強制力をどこまでというのはありますけれども、入札制度等で求めるものについてはもちろんⅠとなります。

○宮本ともみ会長　なるほど。分かりました。配慮をお願いして、だけれども入札のときには評価に考慮されるので、そこをどう御自分の企業内の中での配慮をするかということで理解しました。

○佐藤あすか委員　私もちょっとそこに関連していいですか。さっきの議長と西村委員のお話を聞いていて、この評価の関係でお聞きしたいのですけれども、例えばさっきの育児介護休業法でどんどん改正になっていたり、あと今度は中小企業でパワハラの措置義務とかが来年度とかですかね、4月ですかね、どんどんいろんな労働関係の法令で改正、改正に今進んでいると思うのですが、そういう最低限なので、法律なので守っているであろうという前提だと思うのですけれども、その部分、最低限守っているよねというところの確認というか、その部分の評価は特にこの中では、それは大前提なので、特にそこについては評価としては今時点ではしていないということでもよろしいですか。取組をばっと思ってきたのですけれども、それは特に入っていないということでもよろしかったでしょうか。

○四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長　法令上ですので、当然守らなければいけないというところ、後々事業者に対してのいろんな取組の報告を求めると負担感もでてくるところです。

○佐藤あすか委員　負担感。

○四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長　今はそこまではしていないわけですが。

○宮本ともみ会長　そうですね、先ほどの評価ポイントで、西村委員が言った上乗せ評価の問題で、今、佐藤委員が言ったのは最低限義務づけの問題で、先ほど鈴木委員からも出たように、そもそもこの審議会をやらなければならないというのは、最賃すら守っていない企業があって、そこをしっかりとチェックしま

しょうということだったので、場合によったら項目に入れていくということもありなのかなと思いました。それで、負担感ということですが、女活法でも次世代法でも行動計画を労働局に提出する義務づけがあるので、それは作成が当然であって、それを県もしっかりチェックをするのだということはあるし、改めて県がつくりなさいよということではないという気はしました。

本田委員、何かないですか。

○**本田純委員** そもそも論で申し訳ないですけども、先ほどの評価を検討するというのは、この審議会で検討するのではなくて、これはどこが検討するのでしょうか。

○**宮本ともみ会長** はい。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** 本県の関係課がございまして、関係課の中で検討するとなっております。ちなみに、この資料7の16ページ、17ページがそれぞれの業務を所管をしている部署でございます。

○**本田純委員** 先ほどのワーク・ライフ・バランスの指標のお話を聞いていて思ったのは、年休の取得率であるとか、特に長時間労働とかという言葉も書いてあるのであれば、三六協定とか出しているでしょうから、限度時間をオーバーする最長の労働時間のことだったりとかというのは、そういう数値化すると分かりやすいのかなというのは、お話を聞いて感じました。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** 参考にさせていただきます。

○**宮本ともみ委員** ほかにいかがですか。

西村委員、どうぞ。

○**西村豊委員** 107—3が白丸、まだ手つけていない、検討中と。その上の107—2、工事請負契約のほうは、何か書きぶりが似ているのですけれども、そっこのほうは黒ひし形なので、既に実施済みと。中身は、言葉の、単語の多い少ないはあるのですけれども、107—2はワーク・ライフ・バランス等を推進する事業者の取組を評価する。107—3は検討すると書いていますけれども、要は片方、工事請負契約のほうはできて、業務委託契約のほうはまだ出ていない。この理由というは何でしょうか。105—2も実はグリーン購入の方は、物品のほうはオーケーになったのだけれども、業務委託契約のほうはまだこれからということで、何か似たような表現なのだけれども、片方はオーケーで、既に導入済み、片方はまだ、こういうところの理由というは何なのでしょうねと。

○**四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長** 所管というか、守備範囲というところも大きいと思うので、工事とか建設とか県土整備部とありますけれども、統一的にいろんな入札制度とか進めているところですけども、業務委託契約の関係だと例えばいろんなコンペとか情報発信だったり、様々ないろんな形態があって、いろんな全庁各部署でいろいろやっているところで、そういうものに対して制度を導入するということで難しいところもあると思います。

○**宮本ともみ会長** 西村委員が指摘したグリーン購入の件に関しては、こちらは努めるとなっていて、107のほうは検討するとなっているので、検討はどうなのですか。

○**藤尾定住推進・雇用労働室主事** 去年の経緯を説明させていただきます。107—2、107—3番ですけども、こちらはもともとワーク・ライフ・バランスを推進する事業者さんの取組を評価することで、もともとは一般競争入札107—2番とか107—3番の業務委託とか広くワーク・ライフ・バランスを推進する、事業者を評価するというところでやっていたのですけれども、107—2番の

とおり、工事のほうについてワーク・ライフ・バランスの取組を推進する、取組を評価する加点方式の評価のほうが取組実施済みになりましたので、それを委託契約においても広げようということで庁内で検討しようということで、107—3番を別出しで業務委託契約をしてもワーク・ライフ・バランスの推進事業の評価をしようということで、新たに107—3番を白丸で追加したところになってございます。

それから、グリーン購入につきまして105番のところですが、105—2と、それから107番のところですが、こちらも同様にグリーン購入基本方針に基づく購入、107番のところの取組がまず従来からございまして、こちらがすでに実施済みになっておりましたが、新たにこちらの対象を広げることになります。広げることによって、担当課のほうで、環境生活部のほうで予定しておりましたことから、105—2番のところを新たに追加した経緯で似たような項目が2つ出ているところがございます。

○西村豊委員 3月に改定したの、今年のこと。

○岩渕商工労働観光部長 請負工事の場合には、県が統一的にルールを決めていますので、そっちを入れたということです。委託とかになると長期的にやっているわけではなくて、各所属等でそれぞれ委託契約を結ぶ形になっているので、全然進んでいないわけではなくて、それぞれのやり方の中で企画コンペとか、そういうやり方のものについては入れているやつも、配慮しているやつもあるけれども、全てでやっているというわけではないというふうに理解していただいたほうが早いのではないかなと。

○宮本ともみ会長 なるほど。全てになると、黒ひし形になると。

○岩渕商工労働観光部長 ええ。

○宮本ともみ会長 西村さん。

○西村豊委員 これ工事請負契約は、今部長がおっしゃったように県土整備部のほうですが、業務委託契約は、各課がいろんなコンペだとか、提案だの、いろいろとやっているのでも男女共同参画、子育て、女性活躍などを全庁的に一斉にとなれば、地道に少しずつやらざるを得ないなというのはそのとおりだと思います。だから、そこはちょっと頑張ってください。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。新たに書き加えられて、前進があったということで、捉えたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宮本ともみ会長 よろしいでしょうか、ありがとうございます。

7 その他

○宮本ともみ会長 次に、議題の7、その他ですが、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宮本ともみ会長 事務局のほうはいかがでしょう。

(「なし」の声あり)

○宮本ともみ会長 大丈夫ですね。

皆様活発にご審議をいただき、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして議事を閉じさせていただきます。進行は事務局にお返しいたします。

- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 宮本会長ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。
本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、追って皆様に確認をお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

8 閉 会

- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 それでは、審議会の閉会に当たりまして、岩渕部長から御礼を申し上げます。
- 岩渕商工労働観光部長 本日は大変貴重な御意見を頂戴し、ありがとうございました。労働時間が岩手県は長いという話、あるいはワーク・ライフ・バランス、女性活躍の話が今日はいっぱい出たなと思っていて、これは我々県庁全体の中でも今ものすごく問題にしている、人口減少を止めていく上で、そういうところを改善していかないと岩手に定着しないよと、女性の流出も多うございませので、女性が住みやすい岩手県、働く場がある岩手県というのをつくっていかねばいけないという話をまさに今していたときに、タイムリーに様々な意見をいただいて、県契約の中に反映していくと。
- 県契約の条例の考え方というものが、お話を聞いていて、私は改めて思ったのですが、漏れバケツの理論というのがあるのですが、県の契約ということで、バケツの中にそういう一定のお金がつぎ込まれたときに、それが漏れて外に行ってしまったら元も子もなく、それをきちんとバケツの中で、地域の中できちんと回るようにというのが非常に大事な考え方だと思っていて、きちんとした労働条件のもとで働いた人に還元されていくとか、なるべく県内の事業所が受注して、そのバケツの中で循環するようになるということが大切なのだなということを改めて思いましたので、引き続き様々な御意見をいただければ、それを部局と共有しながら一つ一つ前に進めていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
- 倉野定住推進・雇用労働室主任主査 本日の会議は、これをもちまして閉会いたします。本日はありがとうございました。